

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教員の 責任と感染防止の取り組み

～ S 市立 N 中学校の臨時休業期間前後の取り組み事例の検討～

Hygiene Responsibilities of Teacher and School Staff and Activities to Prevent the Spread of the New Coronavirus (COVID-19)

—— Case Study of N Junior High School's Efforts
before and after the Temporary Closure Period ——

長島 康雄*, 今野 隆**

NAGASHIMA Yasuo, KONNO Takashi

キーワード：災害時の教員の責任, 新型コロナウイルス感染拡大

Key words : Responsibility of teachers, Spread of new coronavirus

1 問題の所在

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本だけではなく世界中で猛威をふるい、現在も様々な影響を及ぼし続けている。いったん終息を迎える気配もあったが、経済活動の再開とともに第2波、第3波が懸念されている。社会活動、経済活動に与えた影響はもちろん、教育の在り方そのものにも大きな影を落としている¹²⁾。

東北学院大学においても、入学式をはじめとして新入生を歓迎する行事の全てが中止、もしくは延期となった。5月初めからオンライン授業・オンデマンド授業がスタートすることになったが、遠方からの入学で、一度仙台市内に下宿先を決め、期待に胸を膨らませて入学した新入生が、オンライン授業の導入に伴い、2～3週間程度の下宿生活から、再び自宅へ戻り、新しい友人と一度も会うことなく、半年が経過するといった状況となった。後期からは一定人数を超えない授業に限ってではあるが、感染対策を十分にとった上で、対面授業、遠隔授業が併用される形で大学における学修が始まっている。例年になく特殊な授業形態が今後の大学生活にどのような影響を及ぼすのか予測できない。「コロナ禍世代」などといった教育課題が生じることに注視していかなければならない。

S市に限らず全国の多くの小学生、中学生、高校生が、4月から6月まで、原則自宅待

*東北学院大学

**仙台市立長町中学校

機となった。S市の中学校では、自宅での学習をサポートするために3密を避けるなどの実施可能な感染防止策を取った上で、生徒自身が受け取りにくる形で自宅学習用の教材が配布する措置が実施された。小学校では、教員が、児童の心のケアを兼ねて自宅へ赴き、直接会うことによる感染のリスクを考慮して、ドア越しもしくはインタホーン越しに声をかけ、ポストに教材を入れてくるといった涙ぐましい取り組みが続けられた。

児童・生徒への学習権を保証するための論考は比較的多い^{1),2),3)}。例えば、奈須はポスト・コロナショックの授業づくりにおける三つの問いとして、時数不足の下で子どもに質の高い学びを保証するための方策について言及し、学習指導要領、教科書、標準授業時数が教育活動をしるものではなくカリキュラムマネジメントを活用することで乗り越えることの重要性を指摘している¹¹⁾。こういった内容中心の教育から資質・能力中心の教育に切り替えていくことも重要な指摘であろう。

しかしながら、学校がどのように新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じてきたかについては、現時点では十分に整理されていない。そこで、本稿では、S市立N中学校が、文部科学省の新型コロナウイルス感染対策の通知を受けて、どのように学校再開まで取り組んできたかを明らかにすること、特に新型コロナウイルスをめぐる義務教育段階の対応について教員に課せられた職務の責任範囲をふまえながら検討することを目的としている。学習権を保証するための取り組みも重要課題ではあるが、本稿では扱わない。

教員の責任範囲の考え方については、長島・渡邊¹⁰⁾、渡邊・長島¹³⁾、長島⁹⁾において検討した学校管理下における教員の職務範囲を手がかりとする。すでに最高裁で判決が確定した教員に対する情報収集義務⁵⁾が、予測性の低い自然災害に対して適用されていることから、より予測性の高い危険、具体的には、今回の新型コロナウイルス感染への対応のような被害、もはや災害ともいふべきコロナ禍において生じる様々な被害に対して援用されていく可能性があることを前提にして議論を深めたい。本稿では学校に勤務する職員すべてを含む形で教員という用語を用いた。研究の分担として、長島および今野は研究の過程で入念な意見交換を行い、本稿作成においても相互に書き直しを行ったという意味で真の共著であるが、初期の担当として、1・2・4節を長島が、3節を今野が担当し、全体の取りまとめを長島が行ったことを付記する。

なお、本研究はJSPS 科研費 JP20K02563 の助成による研究の成果を一部含んでいる。

2 教員の責任範囲に関する視点

2-1 学校の法化現象

坂田によれば1980年代が境目となり、保護者や地域住民の中に、学校との関係を権利

義務という観点、言い換えるならば「法」というプリズムを通して学校を見ようとする人々が台頭してきたという⁶⁾。信頼といった性善説に基づく牧歌的、情緒的な関係を基盤とするのではなく、学校に在学するという法的関係を基礎として、自らの権利を主張する場として学校をとらえようとする動きである。坂田はこれを「学校教育の法化現象」と呼称している。

この法化現象が進展することで、学校と地域住民や保護者との間の信頼関係に基づく教育経営の展開が難しくなっている。特に義務教育下の小学校、中学校、小中一貫校では、納税の対価として公的なサービスを受けているという意識が、地域あるいは保護者に生まれやすい背景がある。そのことが上述した傾向を一層強めている。

教育という営みは、子どもの学習権を保障するためにある。そのために学校、家庭、地域社会が一体となって、子どもの幸せを願い、その最善の利益を確保するために推進しなければならない。これが、学校、家庭、地域社会の連携、信頼関係に基づく学校運営こそが重視される背景である。

しかしながら、自分の子どもの利益を損ねる教員や学校に対して攻撃的に追及する保護者（いわゆるモンスターペアレント）に代表される保護者の出現をふまえると、これまでの学校、家庭、地域社会の関係は、見直す必要がある。「話せばきっとわかりあえる」というような牧歌的學校経営が過去のもので、それぞれが正論を盾にして主張のぶつかり合いが生じることを想定した学校運営が必要になっている。事実、学校管理職の重要な職務になっているのが、教員と保護者、あるいは学校を舞台とした保護者と保護者の調整である。この業務に多くの時間を費やさざるを得ない現状がある。今後の学校経営には、信頼関係の構築を大原則としつつも、権利・義務という法的視点から、それぞれの間が生じる利害関係を解決していく視点が不可欠となっている。

2-2 大川小仙台高裁判決ならびに最高裁判決で示された教員への情報収集義務

大川小仙台高裁判決が、教員に示した責任範囲は、学校設置者から提供される情報等について独自の立場から批判的に検討し、学校運営を行わなければならないということである。つまり、教員は児童・生徒を守るために、学校設置者から提供された情報等を鵜呑みにせず、独自に情報等を収集し、その情報と照合することによって学校設置者から提供された情報等の妥当性について確認しなければならないという情報収集義務を負うことが示された⁷⁾。これまでは公害訴訟や薬害訴訟で用いられてきた高度な専門性が求められる訴訟に適用されてきた法的な考え方である。しかしながら、この大川小判決は教育にかかわる専門家としての教員に児童・生徒の命にかかわるという点で情報収集義務が課されたこ

とを意味している。最高裁判決でも明言はしていないものの仙台高裁の見解を踏襲した⁵⁾。今後の学校運営、教員の責任範囲を判断する判例となることが推測される。

つまり、教員はそもそも児童・生徒の安全を確保する義務を負っているのであるから、想定される危険の実現により想定される権利・法益侵害は、児童・生徒の生命という何事にも代えがたい重大なものであり、教員は児童・生徒の安全を確保する義務を実現するために、児童・生徒の安全を確保するための情報を収集する義務を負っているというのが、両判決によって示された法的なとらえ方ということになる。このことは地方公共団体が示した基準に従っているだけでは責任を果たしたことにはならず、学校管理職は一定の見識をもって批判的に対策を考えるとともに、教員はその具現化に最善の手立てを講じなければならないことを意味する。

上述した情報収集義務を果たすために、大川小仙台高裁判決では、防災の専門家が一定の期間の調査を行って作成したハザードマップを独自の立場から批判的に検討する⁷⁾ことが学校関係者に要求されているわけであるから、新型コロナウイルスへの感染拡大対策に適用するとすれば、感染症を専門とする研究者、予防医学を専門とする研究者が提示する対策も、批判的に検討して児童・生徒の命にかかわる危険を最大限に回避しなければならないことになる。

3 教員に課せられた情報収集義務を果たすための事例：S市N中学校の学校再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大防止対策

3-1 N中学校の新型コロナウイルスへ対策の方針決定プロセス

大川小判決をふまえると、専門家のアドバイスを受けつつも、それを批判的に検討し直して、学校独自の感染予防策を検討していかなければならないということになる。この法化現象を前提にしてN中学校が取り組んだ2020年3月から6月までの実践例を検討する。

図1が新型コロナウイルス感染拡大による非常事態宣言が出されてから、学校再開にいたるおよそ3か月間のスケジュールを示している。N中学校で検討され続けてきたこと、休業期間中にN中学校の教員が力を注いだのは、まず1つめが休業期間中の生徒の学習をどのようにサポートしていくかという点である。2つめが再開を念頭に置いた学校で実施可能な感染拡大防止措置、3つめが、残された9か月で、どのように充実した学校生活を構築させることができるかという点である。3つめについては現在進行中でもあり、本研究では第1点目、2点目を検討の範囲とする。

非常事態宣言による臨時休業の始まりから、学校再開までの学校経営をめぐって、まず特筆すべき点は学校長のリーダーシップである。目に見えないウイルスとの戦いであるこ

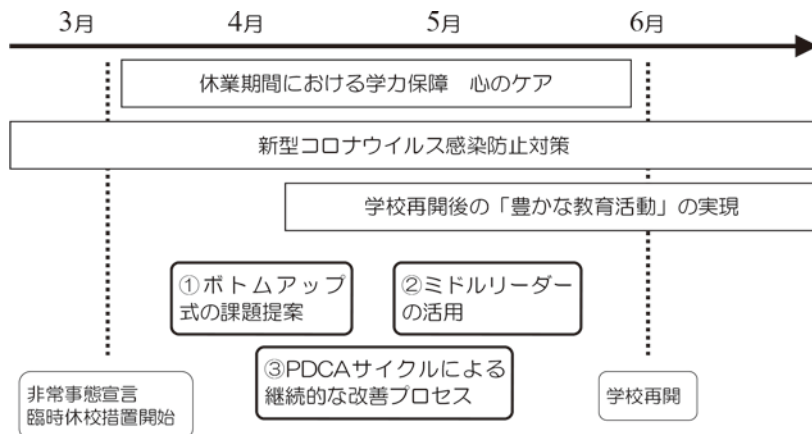


図1 新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校施策スケジュール

とから、文部科学省からの指示もおよそ3日一度程度のペースで修正の通知が出るような状況であったし、また文部科学省の指示を伝達する市町村教育委員会の対応も、それを受けて、迅速に所管する学校へ指示伝達という形をとるため、対応マニュアルを作成し終えたところに、次の修正を要求するような伝達が行われるような状態であった。学校現場は振り回されざるを得ない状況であった。

そういった状況の中でN中学校の校長が採用した方針は、生徒への直接的な支援、指導の現場で仕事をする教員の意見を尊重するというものであった。学校長および教頭が文科省ならびに教育委員会から出される通知や指示事項を検討し、非常変災下にあることを考慮した上で、トップダウンで方針決定をするのではなく、実際に教員に何ができるのかを提案してもらいながら、つまりボトムアップ式の施策決定プロセスを採用したのである。図2は、上記の3つの課題を解決するための方針策定のためのN中学校における合意形成、意思決定プロセスを示している。

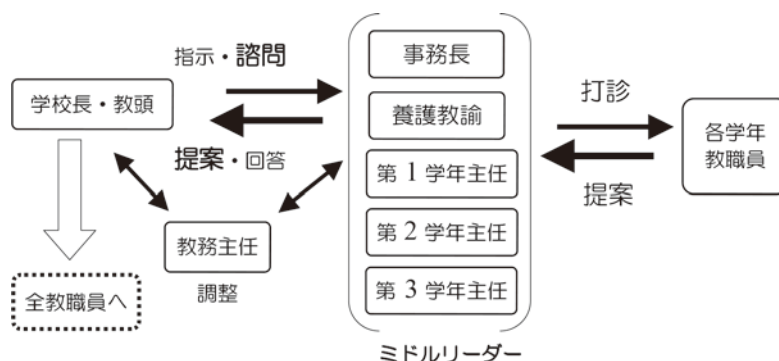


図2 ミドルリーダーを活用したボトムアップ式の施策決定

3-2 N 中学校における新型コロナウイルスへ対策の具体策

前節で述べたような方針決定プロセスを経て策定された新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための方策が表1である。教育委員会健康教育課勤務経験のある教頭、ならびにミドルリーダーとしての養護教諭が方針策定に大きく寄与した。

左列に文科省の示した指針が、右列には、それを受けてN中学校の実態に即して、より強化した対策が示されている。大川小仙台高裁判決で示された教員の新型コロナウイルスに対する情報収集義務を果たすための知恵が盛り込まれていると考えることができる。

表1 N 中学校における衛生対策

	文科省より通知	本校の対応																					
換気	<ul style="list-style-type: none"> ○換気は、2方向それぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓）を開けて行うことが望ましい。 ○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中は、教室の窓とドアを対角線上に常時開けておく。（※天候によって対応する。） また、教室内の扇風機を作動させ、空気を循環させる。 ○休み時間や清掃時には窓を全開にし、換気する。 ○特別教室、体育館での活動時も同様。 																					
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ○外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後などこまめに手を洗うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校後や外での活動後、給食の前には石けんを使用してしっかり手洗いする。 ○毎日清潔なハンカチを持参し、手洗いの後にしっかりと拭き取る。 シャージに着替えた際には、ハンカチも入れかえる。 																					
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校、体育などの屋外での活動は、生徒間十分な距離を保っていればマスクの着用は必ずしも必要ではない。 ○教室での授業は、十分な座席間の距離がとりにくいため、適切な換気をした上でマスク着用が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活中は、マスク着用をする。 咳などの風邪症状がある場合は、無理に登校せず家庭で様子を見る。 																					
消毒	<p>教室・物品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸Na）を使用して消毒する。 <p>手指</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的には、流水と石けんで手洗いを行い、流水で手洗いができない場合にはアルコールを含んだ手指消毒薬を使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下記の時間に消毒を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>担当</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室</td> <td>担任</td> <td>帰りの会終了後</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>教科担当</td> <td>授業終了後</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部活の活動場所</td> <td>顧問</td> <td>部活動終了後</td> </tr> <tr> <td>トイレ・水道</td> <td>養教</td> <td>1日1回</td> </tr> <tr> <td>手すり</td> <td></td> <td>(夕方)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各教室の消毒箇所…ドアノブ、電気スイッチ、机、椅子</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食で配食する生徒は、給食室で手指消毒をする。 	場所	担当	時間	教室	担任	帰りの会終了後	特別教室	教科担当	授業終了後	体育館			部活の活動場所	顧問	部活動終了後	トイレ・水道	養教	1日1回	手すり		(夕方)
場所	担当	時間																					
教室	担任	帰りの会終了後																					
特別教室	教科担当	授業終了後																					
体育館																							
部活の活動場所	顧問	部活動終了後																					
トイレ・水道	養教	1日1回																					
手すり		(夕方)																					
給食	<ul style="list-style-type: none"> ○飛沫感染の危険性から、配膳時はマスクの着用が必要。 ○会食にあたっては飛沫を飛ばさないよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○配食する生徒は、マスクを必ず着用する。 ○机を向かい合わせにせず前を向いて食べる。 また会話は控えること。 																					

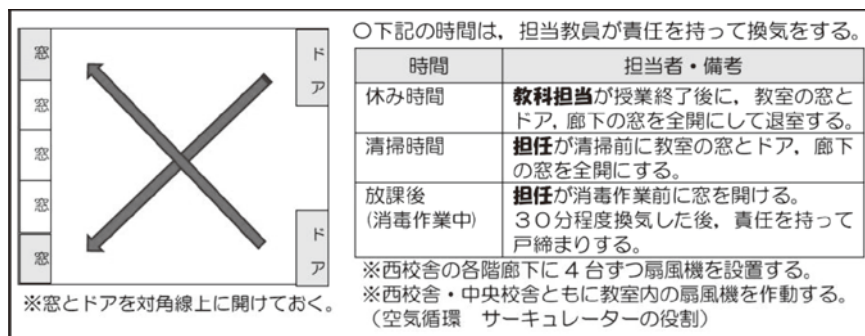


図3 教室環境改善のための換気についての考え方

換気については、扇風機を用いて空気を循環させ、常に新鮮な空気が教室などに入り込むような対応が採用されている(図3)。文科省の通知では教室内などの生徒間の距離が保てない場合にマスクの着用を義務付けることを求めているが、N中学校では、学校内の全てでマスクの着用を義務付けている。消毒についてはN中学校では特に力を入れている。文科省では、特に多くの生徒が手を触れる場所は1日1回以上消毒することとしているが、N中学校では、原則として生徒が学校内で活動した場所は必ず1回消毒することとなっている。給食の時間についても飛沫を飛ばさないように注意勧告するのにとどまっているが、N中学校では会話そのものを控えるような指導を採用している。

このように、N中学校では、文科省が通知してきた対策に加えて、教員がどこまで実施可能なかをボトムアップ式に提案されてきた対策が講じられることになった。このことで、文科省が示した通知以上の実施可能な最善策が講じられたと言える。

3-3 学校再開後；PTA等による協力

N中学校では上述したような最大限の感染防止対策を推し進める一方で、人的な協力を得るために臨時休業期間中に保護者を含む地域に協力を依頼した。その結果、具現化した保護者の活動を2点取り上げる。

1つめは、放課後教室清掃活動ボランティアである。図4がN中ボランティア活動要項である。学校再開に合わせて、学校だより等を通じて募集し、協力を申し出た保護者による学校内の消毒ボランティアがスタートした。ボランティア活動には、4人の男が幽霊退治に奔走するSFコメディ映画「ゴーストバスターズ」(1984年アメリカ公開)の名をもじった愛称がつけられた。ゴーストバスターズとは「幽霊退治人」という意味である。つまりN中ボランティアの愛称には「新型コロナウイルス退治人」の意が込められている。新型コロナウイルスで暗くなりがちな世相を吹き飛ばすようなN中学校の明るい取り組み姿

1 準備物

清掃しやすい服装・保護者ネームプレート(あれば)・マスク着用・体温確認カード(参加初日にお渡しします)

※清掃に必要なマスク・ビニール手袋は学校で準備しますが、次亜塩素酸ナトリウムを希釈した消毒液を使用しますので、ご家庭から手袋等をご持参いただいても結構です。また、必要な方はエプロン等をご持参ください。

※控室(会議室)に消毒用の雑巾・床ふき用の雑巾・ビニール袋を準備します。返却も同じ場所でお願ひします。

2 ボランティア参加者の検温・体調管理について

(1)学校ボランティアの活動に当たって、市教委(学びの連携推進室)から、活動参加前に検温を行い、記録する旨の通知が来ております。参加前にご自身の検温を行ってください。

(2)参加者の感染防止のため熱が 37 度を超える場合や、体調不良の場合は参加を控えていただくようお願いします。

(3)また、参加初日にボランティア用の検温カードをお渡しします。2 回目以降は皆さんの検温結果を事前に記録して持参してください。こちらから必要に応じて検温の確認を行います。

(4)仙台市内で新たに感染が確認された場合は、清掃ボランティア活動を中止いたします。

3 活動時間・場所 16:10~16:40 ごろ(約 30 分程度) 中央校舎・西校舎の各教室

4 集合場所 中央校舎 2 階会議室 16:00 に集合 (荷物置場を兼ねる)

活動終了後、各自解散します

5 清掃活動の手順 2~3 人 1 組で行います

(1)教室にある小型のバケツに次亜塩素酸ナトリウム(キッチンハイター)をキャップ 1 杯そそぎ入れ、小型バケツの目印まで水を足し希釈します。

(2)ビニール手袋を準備し、雑巾に浸して絞り、生徒用の机の表面・イスの背もたれ・座る場所をふき取ります。各教室には机・イスが 33~37 個ほどあります。なお、使用した雑巾は備え付けのビニール袋に入れます。

(3)(2)と同時に、備え付けのホウキで教室床面の掃き掃除を行います。教室の前から後ろに向けて掃くと効果的です。

(3)の終了後、大きなバケツに水を入れ、あらかじめ用意したふき取り用の雑巾をモップの柄にはさみ、教室床面のモップがけを行います。この作業も教室の前から後ろに向かって行うと効果的です。

(4)モップがけした雑巾は備え付けのビニール袋に入れます。

(5)バケツを洗い作業終了です。

(7)使用した雑巾(ビニール袋に入ったもの)を会議室に戻してください。

以上で作業は終了です。

図 4 N 中学校版放課後ボランティア要項

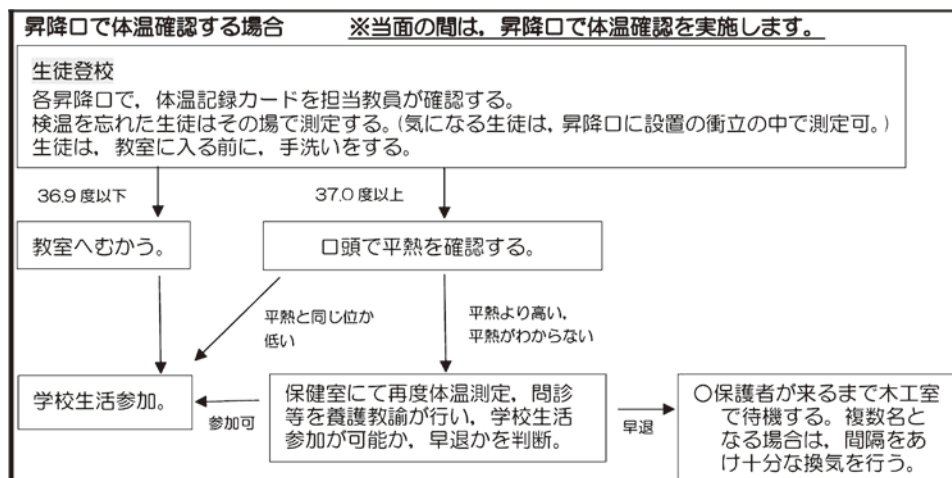


図5 N中学校における登校時の対応マニュアル

勢を伺い知ることができる。実際の消毒作業は大変地味なものではあるが、このネーミングも相まって、前向きな活動が継続的に展開されていた。N中学校の教員はもとより、地域の底力を感じさせる取り組みであった。

もう1つが、登校時の体温管理業務への協力である。図5は、登校時の対応についてまとめたものである。文科省は特段、登校についての指示を出していないが、N中学校では、保護者の協力を視野に入れつつ具体的にマニュアル化した。保護者が昇降口で、いわゆる水際対策を担うことで、新型コロナウイルス感染拡大防止だけではなく生徒の心のケアに対しても大きな貢献となった。

登校時の3密を避けるために一定の間隔をおいて登校の受付を行う業務をPTAが担う一方で、保護者からの「おはよう」という声掛けに加えて、日々の生活をねぎらう一言がかけられていた。現地視察を行った筆者の目から見ても大変好感の持てる光景であった。

さらに、この業務をPTAの方々が担当したため、教員は教室前に待機することが可能となり、教室前で各学級担任による丁寧な生徒観察や、養護教諭による問診などが具現化した。まさにPTAと教員が連携したことによる生徒の心のケアである。筆者の一人、長島が視察をした際には、教室前の廊下で、教員に様々な不安を吐露している生徒の姿、自宅での生活の困難さや、テレビ番組の話題を持ち出して教員とともに談笑する生徒の姿を認めることができた。就業前の生徒指導上の有意義な時間として機能していた。

3-4 学校再開後；感染症対策専門家の現場視察

学校再開の前後で、衛生面の課題を見つけるための2つの取り組みを行っている。1つ

は学校薬剤師による助言を求めたことである。第1回は学校再開に向けた準備を行っている段階で具体策について助言を依頼している。2回目は学校再開後である。実際の生徒の動きを確認しながら助言を受けた。

もう1つは、学校再開後の1か月経過時点（6月30日）でのモニタリングとして感染症対策の専門家である東北医科薬科大学特任教授の賀来満夫氏ならびに東北大学医学系研究科の吉田真紀子氏を招いて学校再開後の生徒の動線の問題、感染リスクを下げるための方策について助言を求めている。生徒の行動観察などをふまえて、両氏からはトイレのドアノブの消毒の重要性、放課後の机や椅子の消毒作業のポイントなどについて助言があった。N中学校では、その指摘を受けて、一層の改善を進めている。

4 課題；教員が職務を果たすための条件整備

新型コロナウイルスの感染拡大は、様々な教育活動に暗い影を落とした。例えば、全国高等学校体育連盟は、全国高校総体の中止を決めた。全国高校総体の中止は、昭和38年に始まって以来、初めてのことだという。全国高校総体の中止を発表した会見で高体連は、命を守る決断だったことを強調した。この中で岡田正治会長は「インターハイは高校生最大のスポーツの祭典として夢の舞台であり、中止の判断の向こうには大きな悲しみと目標を失った高校生の姿があることは痛いほど承知している」と選手たちをおもんばかったうえで「高校生たちの安全安心、命を守ることを選んだ」と述べ、命を守る決断だったことを強調した⁸⁾。

そもそも学校という場所は集団活動が前提となった場・空間であり、中学校や高等学校の場合であれば、成人とほとんど体格的には変わらない中学生・高校生が、教室という狭い占有空間の中で学習を続けている。三密を避けることが指摘されているものの、それを実現する学校環境にはなっていない。

新型コロナウイルスの感染した患者が多く集まる地方の中核病院や、接待を伴う飲食店におけるクラスターの発生は、マスコミでもたびたび報道されている。学校も家庭内での濃厚接触による感染例は知られているが、学校そのものがクラスターの発生場となったという事例は本稿執筆時点では認められていない^(注)。ひとえに教員ならびにボランティアで協力をしている保護者の献身的な取り組みが功を奏していると考えたい。

新型コロナウイルス感染防止対策に不安を抱えている学校長が、文科省あるいは教育委

^(注) 河北新報 online News によれば、県立石巻高で18人、県立利府高で14人のクラスターが発生し、臨時休校の措置をとったと報じている (<http://www.kahoku.news/articles/20210123khn000020.html>2021.1.23 閲覧)。小学校や中学校では発生していない。

員会から学校再開を指示された場合、学校長の立場で仙台高裁によって示された「独自の視点」による判断を行い、安全が確保できないため学校再開しないという方針決定という選択肢が許されたのか、疑問が残る。

学校の再開によって、現時点では学校が直接的に原因となった死者の出るような事案は生じていないが、万が一新型コロナウイルスによって児童・生徒の感染による後遺症が残るような重症化、あるいは死亡事例が生じて、保護者が法的に訴えた場合、すでに述べたような大川小判決で指摘されたような情報収集義務に抵触するような違反行為と認定されるのであろうか。

渡辺は、教員が優先すべきこととして、児童・生徒の健康と安全とともに教員自身の健康と安全を指摘している。特に児童・生徒のことを考えるあまりに自分自身のことを後回しにすることが容易に想像されることから、教員が安心して休めるような環境作りも必要であるとしている¹⁴⁾。同様に内田は教育界のこれまでの問題点を指摘したうえで、教員の業務にゆとりがあるからこそ子供とじっくり向かい合えることを指摘し、「子どものため」ばかりではなく、あえて「教員のため」を考えあわせることが質の高い教育活動を保証することにつながっていくとしている⁴⁾。

新型コロナウイルスの症例が増えるにつれて、命にかかわるような症例は呼吸器系の基礎疾患を持つ方や高齢者に限られることが判明し、義務教育段階の児童・生徒は死に至るような重症化のリスクがほとんど認められていない。健康な10代、つまり基礎疾患のない児童・生徒は罹患したとしても無症状あるいは軽症で済んでいる。その意味で、この杞憂は仮想的なものになっているが、今後、次なる人獣共通のウイルスの発生が起る可能性は、十分にありうる予測である。特に高い致死率をもつ新型鳥インフルエンザの流行が発生した場合に備えておくことは大変重要であると言わざるを得ない。その意味でも、今回の新型コロナウイルス感染拡大への対処から何を学ばなければならないのか検討しておく必要があるであろう。今回の3密を避けるという原則を勘案すれば、人口密度の異なる様々な地域によって、取るべき対策が異なっているはずである。新型コロナウイルス感染拡大に対して、日本各地の学校が、それぞれどのような取り組みを行ったのか、その対策がどのように功を奏したのかを分析し、記録に残しておく必要がある。本稿はその一端を担うものである。

参考文献・引用文献

- 1) 秋田喜代美(2020) 授業はすべてこなさないといけないのか？ 学習指導要領の捉え方『ポスト・コロナの学校を描く』pp 50-54. 教育開発研究所

- 2) 石井英真 (2020) 子どもたちの「学びを保障する」とはどういうこと『ポスト・コロナの学校を描く』 pp 62-70. 教育開発研究所
- 3) 稲垣忠 (2020) 対面授業と家庭学習のハイブリッドで学びの質を高める『ポスト・コロナの学校を描く』 pp 98-107. 教育開発研究所
- 4) 内田良 (2020) 学校は安全か?『ポスト・コロナショックの学校で教師が考えておきたいこと』 pp 14-19. 東洋館出版
- 5) 最高裁判所決定令和元年10月10日(2019) 平成30年(オ)985号平成30年(受)1175号
- 6) 坂田仰 (2012) 学校教育の法化現象と教育訴訟の構造転換『学校と法』 pp 12-23. 放送大学教育振興会
- 7) 仙台高等裁判所判決平成30年4月26日(2018)『下級裁判所裁判例速報』平成28(ネ)381
- 8) 全国高校総体 中止決定 新型コロナウイルス感染拡大で, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200426/k10012406471000.html> (2020.7.31 閲覧)
- 9) 長島康雄 (2018) 屋外の学校施設設備の安全管理に求められる要件—大阪府高槻市立寿永小学校のブロック倒壊を事例として—. 日本義務教育学会紀要. 第2巻. pp. 17-26
- 10) 長島康雄・渡邊剛央 (2017) 管理下で発生した自然災害における教員の職責の課題—東日本大震災における大川小の判決を手がかりにして—. 日本義務教育学会紀要. 第1巻. pp. 63-72
- 11) 奈須正裕 (2020) ポスト・コロナショックの授業づくりにおける三つの問い『ポスト・コロナショックの授業づくり』 pp 7-88. 東洋館出版
- 12) 広島大学教育ヴィジョン研究センター・草原和博・吉田成章編著 (2020) 『ポスト・コロナの学校教育』 170 pp. 溪水社
- 13) 渡邊剛央・長島康雄 (2017) 自然災害における教員の注意義務と学校経営における危機管理の課題—大川小学校事件を中心として—. 関東学園大学紀要. Liberal Arts. 26巻. pp. 10-25
- 14) 渡辺正樹 (2020) 学校保健安全の視点からの新型コロナウイルス感染症対策『ポスト・コロナショックの学校で教師が考えておきたいこと』 pp 66-73. 東洋館出版